

再犯防止推進計画検討会

# 東京都における社会福祉士の取組



一般社団法人社会支援ネット・早稲田すばいく 代表理事  
公益社団法人東京社会福祉士会司法福祉委員会 委員長  
小林 良子

# 私たちの取組



1. 東京都再犯防止モデル事業
2. 東京社会福祉士会
3. 刑事司法ソーシャルワーカー

# 東京都再犯防止モデル事業



- 平成30年「高齢者万引き相談」、令和元年「高齢者よろず犯罪相談」、令和2年「犯罪お悩みなんでも相談」で電話相談を実施。  
(早稲田すばいくが受託)
- 行政による匿名の相談である事で、信用を得ていたと考える。「なんでも相談」という名称から犯罪をした人だけでなく貧困で犯罪をしそうだという人や被害者や加害者になり得る人の家族(免許返納の問題など)などの多様な相談があった。
- 家族内の力関係が見え、嫁から姑についての相談、高齢の母親・父親に関する相談、その逆もあった。
- 未病ではないが、自分のやったことを、これは犯罪ではないか、また、再犯しそうで不安だという方からの問合せもあり、予防機能の可能性を感じた。
- 保護司、地域包括、警察といった専門機関からも相談があった。地域に犯罪をした人(基本的には一般市民)が定着するための相談を含めた連携の必要性

# 東京社会福祉士会



- 会は職能団体。司法福祉委員会は高齢・障害・貧困、更生保護・矯正も含め、司法福祉に興味のある社会福祉士で作る専門委員会【登録者約300】
- 月例会で情報交換と勉強会を行い、会全体では入門研修や公開講座などを行っている。
- 社会福祉士に司法福祉についての情報を流すと共に、生活福祉、地域包括等々の福祉関係職場の現職からの情報も得られるような組立にしている。
- 平成26年より、東京三弁護士会との連携により、入口支援を行っている。担当するワーカーを刑事司法ソーシャルワーカーと称し、特別な研修を行っている。

# 刑事司法ソーシャルワーカー



- 東京社会福祉士会が東京三弁護士会と連携して行っている入口支援
- 支援の必要な被疑者・被告人のアセスメントを行い、更生支援計画書を作成する。更生支援計画書に沿って判決後支援を行う。
- 研修を経て登録をしているワーカーは地域包括や障害者支援事業所等の現職や、かつて府中刑務所分類審議室職員、地域生活定着支援センター職員、福祉事務所CWであることで、得意分野を中心に受任して繋ぐようになっている。

# 更生支援計画書



- 更生支援計画書は、犯罪に至った生きづらさに着目してアセスメントを行い、犯罪を繰り返さないための望ましい生活と支援を考え、釈放後の具体的な支援を短期・中期・長期で計画を立てて実行する。
- 例えば釈放直後に医療機関、退院後グループホーム。収入状況で生活保護申請。計画には具体的な機関、担当者名を明記している。
- 実刑になれば矯正施設、保護観察所へ送られる取り組みが東京地裁と大阪地裁で行われており、関係機関の調整内容に沿って、実際に問合せが行われている。

# 刑事司法ソーシャルワーカーの判決後支援



- 刑事司法ソーシャルワーカーは更生支援計画書を作り、裁判所へ提出、さらに資料として矯正施設や更生保護委員会に送られるようになっている。
- 判決後支援は、更生支援計画書に沿って実行されるものであるが、執行猶予であれば裁判後直ちに、実刑になれば出所後に繋ぎを行う。
- これは多くの場合、弁護士が判決で終了となる為、ワーカーのボランティア活動となっている。（寄り添い弁護士制度や熱心にかかわる方もある。やはり、弁護士のかかわりは福祉事務所には強い。）福祉事務所や入所施設等は、繋いだら終わりではなく、定着するまでフォローアップを行っている。
- 実刑中の手紙のやり取り以外に、毎月、矯正施設に訪問をしているワーカー、保釈中に医療機関や障害認定のための動きなどを行っている。繋ぎののりしろ部分が公的に必要。

# 薬物、アルコール、摂食障害等々の依存症



- 薬物依存 – シンナー、大麻、合法ドラッグが覚醒剤へ繋がり、覚醒剤精神疾患 – 物質誘発性精神病性障害となる。
- アルコール依存 – アルコールは入手しやすい依存物質である。DVや万引き等で逮捕される人が多い。
- 性依存 – 昨今当事者の相談が出てきた。
- ギャンブル依存 – ゲームやFXの依存が若い人、軽度知的障害の人で事件となっている。
- 摂食障害 – 医療機関につないでも患者と家族の愛着障害や認知の歪みでこじれている
- 万引き – 繰り返す万引きにも様々な原因がある。病的窃盗だけでなく、不安全感、認知症、知的障害他のもの、親子の問題もある。
- その他：被虐待、引きこもり、発達障害の二次障害

# 事例



- 古いタイプの事例です。
- 覚醒剤で40年ほど出入りをしていた男性。60代で一部執行猶予となり、保護観察となる。
- 生活困窮者支援団体の支援で福祉事務所に繋がり、数ヶ月後にアパート自立。
- 肝硬変、糖尿病、白内障、難聴などの疾病を持っていた。
- 度々の職務質問をうけ、その都度の本人からの電話連絡への対応－「怒ったらダメよ、我慢、我慢」と病気で体調不良状態への助言で乗り越える。
- 細かい声かけが本人を支えると思えた。